

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 12 号に規定するたこつぼ漁業たこつぼ漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	有共第 1 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	有共第 3 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	有共第 4 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	有共第 4 号及び同第 21 号共同漁業権漁場 内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市岱明町鍋、 下沖洲、扇崎に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	有共第 5 号共同漁業権 漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市岱明町浜 田、高道、山下に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	有共第 5 号及び同第 21 号共同漁業権漁場 内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市岱明町浜 田、高道、山下に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	有共第 6 号及び同第 21 号共同漁業権漁場 内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市滑石に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	有共第7号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	有共第8号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	有共第8号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	有共第9号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	有共第9号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	有共第 11 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市西区小島、 小島下町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	有共第 12 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市西区沖新町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場 内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇土市住吉町、網 津町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	有共第 20 号及び同第 21 号共同漁業権漁場 内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇城市三角町大田 尾、三角浦に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	火共第1号共同漁業権 漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇城市三角町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	火共第1号共同漁業権 漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇城市不知火町松 合に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	火共第1号共同漁業権 漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市鏡町北新 地、宝出、鏡、野崎、 内田に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	火共第1号共同漁業権 漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市千丁に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第2号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海。ただし、火共第2号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字田浦町、大字海浦、大字小田浦、大字井牟田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海。ただし、火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先以外の共同漁業権漁場を除く。	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字田浦町、大字海浦、大字小田浦、大字井牟田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	火共第3号共同漁業権 漁場内芦北地先	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 芦北町大字計石、 大字女島、大字鶴 木山、大字佐敷に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	火共第3号共同漁業権 漁場内津奈木町地先	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 津奈木町大字福 浜、大字岩城、大字 小津奈木に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	火共第4号及び同第7 号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 水俣市に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記1のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市大矢野町 維和に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市大矢野町 上に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記3のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市大矢野町 上、登立に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記4のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市大矢野町 中に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記5のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市松島町合 津に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記6のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市松島町合 津、有明町楠甫に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記7のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市松島町阿 村に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記8のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市姫戸町に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記9のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町 高戸に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 10 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町 高戸に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 11 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町 樋島に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 12 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町 樋島に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 13 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町 大道に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 14 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町大 浦、須子、赤崎に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 15 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町上津 浦、下津浦に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 16 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町大島 子、小島子に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 17 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町大島 子に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 18 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市瀬戸町、志 柿町、東町、北浜 町、本渡町広瀬に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 19 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市下浦町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 20 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市佐伊津町に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 21 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市五和町鬼池 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 22 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市五和町御領 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	天共第 7 号共同漁業権 漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草郡苓北町富 岡、坂瀬川、上津深 江、都呂々、志岐、 白木尾に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 23 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草郡苓北町富 岡、坂瀬川に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 24 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市天草町大 江、大江軍浦に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 25 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市天草町大江 向に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 26 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市河浦町宮野 河内に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 27 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市新和町大多 尾、小宮地に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 28 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市牛深町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 29 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市深海町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 30 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市久玉町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 31 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市倉岳町宮 田、棚底に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 32 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市栖本町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 33 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市御所浦町横 浦、御所浦に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 34 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市御所浦町横 浦、御所浦、牧島に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 35 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市御所浦町御 所浦に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 36 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市御所浦町御 所浦に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用

2 許可等をすべき船舶の数
0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記 1

操業区域

不知火海

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）維和地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という）戸馳大崎の鼻）

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号（大矢野町大潟塔ノ崎東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号（三角町戸馳島灯台）

ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ウ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

エ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

オ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点

カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ

キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ

ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ

サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

別記 2

操業区域

次の 1 及び 2 の区域。

- 1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）上地先）。

基点 1 大矢野町上と同町中との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 15 号（大矢野町黒島西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 11 号（大矢野町羽千島北端）

基点 4 大矢野町串北端

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 339 度、1,300 メートルのところ

ウ 基点 3 と湯島北端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 36 度 38 分、1,000 メートルのところ

エ 基点 4 から長崎県堂崎を見通した線上 1,900 メートルのところ

別記 3

操業区域

次の 1 及び 2 の区域

- 1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、基点 8 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）上地先及び登立地先）。ただし、カ、キ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）上と同町中との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 15 号（上天草市大矢野町黒島西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 11 号（上天草市大矢野町羽千島北端）

基点 4 上天草市大矢野町串北端

基点 5 熊本県漁場基点天第 1 号（大矢野町三角灯台）

基点 6 熊本県漁場基点天第 2 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という。）三角港荷島灯台）

基点 7 熊本県漁場基点天第 41 号（大矢野町大瀨塔ノ崎東端）

基点 8 大矢野町中と大矢野町登立との境界

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 339 度、1,300 メートルのところ

ウ 基点 3 と湯島北端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 36 度 38 分、1,000 メートルのところ

エ 基点 4 から長崎県堂崎を見通した線上 1,900 メートルのところ

オ 基点 5 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 248 度 30 分、2,950 メートルのところ

カ 基点 5 から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点

キ 基点 6 と寺島灯標を見通した線から基点 6 を基点として右へ 106 度 21 分、181 メートルのところ

ク 基点 7 と三角岳山頂を見通した線から基点 7 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ケ 大矢野町禿島西端から真方位 270 度、180 メートルのところ

コ 基点 8 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 8 から 540 メートルのところ

別記 4

操業区域

次の 1 及び 2 の区域。

1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）中地先）。また、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 大矢野町中と同町上との境界点

基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という）高杓島北西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 5 大矢野町中と同町登立との境界点

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上基点 1 から 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点

オ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

キ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

ケ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点

コ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

サ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ

別記 5

操業区域

次の 1 及び 2 の区域。

- 1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点 5 を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 3 号共同漁業権漁場内 上天草市松島町（以下、松島町という）松楠地先）。なお、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 84 号（松島町高杓島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 5 松島町合津と松島町町阿村との境界点の位置

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

キ 基点 3 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ク 基点 3 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点

コ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

サ 基点 4 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 4 から 540 メートルのところ

シ 基点 4 から真方位 275 度、360 メートルのところ

ス 松島町前島北端から真方位 10 度、54 メートルのところ

セ 松島町前島東端から 90 度、90 メートルのところ

ソ 基点 5 から真方位 310 度、200 メートルのところ

タ 松島町教良木園部新地樋門中央

チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ 242 度の線が対岸と交わるころ

別記 6

操業区域（松楠地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点 5 を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という）高杓島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 5 松島町合津と松島町町阿村との境界点の位置

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

キ 基点 3 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ク 基点 3 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点

コ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

サ 基点 4 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 4 から 540 メートルのところ

シ 基点 4 から真方位 275 度、360 メートルのところ

ス 松島町前島北端から真方位 10 度、54 メートルのところ

セ 松島町前島東端から 90 度、90 メートルのところ

ソ 基点 5 から真方位 310 度、200 メートルのところ

タ 松島町教良木園部新地樋門中央

チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ 242 度の線が対岸と交わるころ

別記 7

操業区域（阿村地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 249 号（上天草市姫戸町（以下「姫戸町」という。）と上天草市松島町（以下「松島町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 054 号（上天草市大矢野町（以下「大矢野町」という。）上大戸ノ鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 064 号（松島町船人島北端）

基点 4 松島町合津と同町阿村との境界

ア 基点 1 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 1 から 2,400 メートルのところ

イ 基点 2 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

ウ 基点 2 と松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

エ 基点 2 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 2 から 720 メートルのところ

オ 基点 2 から基点 3 を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ

カ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

キ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

ク 基点 3 から真方位 275 度、360 メートルのところ

ケ 松島町前島北端から真方位 10 度、54 メートルのところ

コ 松島町前島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 基点 4 から真方位 310 度、200 メートルのところ

別記 8

操業区域（不知火海・姫戸地先）

不知火海

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ及び基点 3 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内 姫戸地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 248 号（姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 249 号（姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、龍ヶ岳町黒島北端から 1,000 メートルのところ

ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ

エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ

別記 9

操業区域

不知火海

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内 高戸地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町柵島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町柵島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町柵島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下の鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

別記 10

操業区域（高戸地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下の鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

別記 11

操業区域（不知火海、樋島地先）

不知火海

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場 樋島地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点 2 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と天草市御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町（以下、「芦北町」という。）殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下の鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記 12

操業区域（樋島地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点 2 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と天草市御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記 13

操業区域（大道地先）

基点 1、基点 9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（龍ヶ岳町ダテク島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 230 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）猿子島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 5 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 6 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

基点 8 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界

イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ

オ 基点 2 から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 2 から 1,100 メートルのところ

カ 基点 2 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 2 から 220 メートルのところ

キ 基点 2 と大通越鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ

ク 基点 8 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 8 から 270 メートルのところ

ケ 基点 8 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 8 から 180 メートルのところ

コ 基点 3 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ

サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ

シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ

ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ

セ 基点 5 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わるころ

タ 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

チ 基点 10 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

別記 14

操業区域

次の 1 及び 2 の区域。

- 1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 102 号（有明町須子と有明町赤崎との境界）

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

キ 有明町大浦恵比須鼻から大矢野町湯島山頂を見通した線上、恵比須鼻から 2,200 メートルのところ

ク 基点 3 と大矢野町湯島灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 341 度 45 分、2,200 メートルのところ

別記 15

操業区域

天草有明海

ただし、次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 4 号共同漁業権漁場内 上津浦地先）以外の共同漁業権漁場を除く

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町上津浦と島子との海岸線における漁業権境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 104 号（天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線における漁業権境界）

ア 基点 1 から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点 1 から 2,200 メートルのところ

イ 基点 2 から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線上、基点 2 から 1,800 メートルのところ

別記 16

操業区域

天草有明海

ただし、次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内 島子地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）下津浦と同町小島子との海岸線における漁業権の境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と有明町との境界）

ア 基点 1 から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点 1 から 2,200 メートルのところ

イ 基点 2 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

別記 17

操業区域（島子地先）

次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）上津浦と島子との海岸線における漁業権の境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と有明町との海岸線における境界）

ア 基点 1 から長崎県南宮崎鼻を見通した線上、基点 1 から 2,200 メートルのところ

イ 基点 2 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

別記 18

操業区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次のア、イ、ウを順次に結んだ線以南の天共第 5 号共同漁業権漁場内

- ア 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界点
- イ アから天草市五和町亀島北東端を見通した線上、アから 3,300 メートルのところ
- ウ 天草市本渡町と天草市佐伊津町との海岸線における境界

別記 19

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 2 を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

- ア 基点 1 から真方位 105 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 1 と対岸との中央点
- イ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点
- ウ 榎浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ
- エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ
- オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ
- カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ
- ク 楠浦町大門港記念碑
- ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

別記 20

操業区域

天草有明海

ただし、次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内 佐伊津地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町」という。）との旧海岸線における境界）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から五和町亀島北東端を見通した線上 3,300 メートルのところ

ウ 基点 1 から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

別記 21

天草有明海

ただし、次の基点 1、ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 6 号共同漁業権漁場内 鬼池地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 天草市五和町（以下、「五和町」という）二江と同町鬼池との海岸線における境界（コーゴ岩）

基点 2 熊本県漁場基点天第 124 号（天草市五和町鬼池港防波堤灯台）

ア 基点 1 より長崎県南島原市ゴンドラ鼻を見通した線上、2,700 メートルのところ

イ 基点 2 より長崎県南島原市上平崎を見通した線と、天草郡苓北町富岡尾越北端から五和町通詞島北端を見通した線とが交わる場所

ウ 五和町御領と鬼池との境界より熊本市金峰山山頂を見通した線上、2,050 メートルのところ

エ 五和町御領と鬼池との境界

別記 22

操業区域

天草有明海

ただし、次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内 佐伊津地先）及び基点 1、ウ、エ、オ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 6 号共同漁業権漁場内 御領地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と天草市有明町大島子との境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 121 号（五和町長崎鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 124 号（五和町鬼池港防波堤灯台）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 基点 2 から五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

ウ 基点 1 と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から、基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

エ 基点 3 と上天草市大矢野町湯島（以下、「湯島」という。）山頂を見通した線から、基点 3 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と湯島山頂を見通した線から、基点 4 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ

別記 23

操業区域

天草海

次の基点 1、アを結んだ線とイ線以北の天草海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界点）

ア 基点 1 から 312 度、1,800 メートルの点

イ アから正西に引いた線

別記 24

操業区域（天草町地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,550 メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ

オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界

別記 25

操業区域	操業期間
<p>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点1 熊本県漁場基点天第137号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という）と天草市天草町（以下、「天草町」という）との海岸線における境界）</p> <p>基点2 熊本県漁場基点天第151号（天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という）と天草町との海岸線における境界）</p> <p>ア 基点1と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度48分、2,800メートルのところ</p> <p>イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ39度30分、2,450メートルのところ</p> <p>ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から1,800メートルのところ</p> <p>エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から200メートルのところ</p> <p>オ 基点2と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ314度28分、1,080メートルのところ</p> <p>カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という）崎津と天草町大江との北側境界</p> <p>キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>
<p>天草市牛深町（以下、「牛深町」という）と市久玉町（以下、「久玉町」という）との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と牛深町と魚貫町との海岸線における境界から285度の線との間の天草海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>9月1日から 翌年5月31日まで</p>
<p>牛深町と久玉町との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線及びカの線以東の天草海。ただし、次のア、イ、キ、ク、ケ、コ、サ、シの点を順次に結んだ線以東の共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 苓北町と天草町との海岸線における境界点</p> <p>イ アから312度、1,800メートルの点</p> <p>ウ イから270度の線と長崎県西海市大立島灯台から180度の線との交点</p> <p>エ 大立島灯台から180度の線と同県五島市黄島南端と同県長崎市野母崎樺島南端を結んだ線との交点</p> <p>オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と同県西海市平島西端から180度の線との交点</p> <p>カ オから180度の線</p> <p>キ 天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐ろし瀬頂点を見通した線上、恐ろし瀬頂点から1,800メートルのところ</p> <p>ク 天草町下田と同町高浜との境界太平岩から最大干潮時オガミ瀬南西端を見通した線上、1,800メートルのところ</p> <p>ケ 天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、1,800メートルのところ</p> <p>コ 天草町大江毛足山山頂から同町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から200メートルのところ</p> <p>サ 魚貫町と天草町との海岸線における境界と小ヶ瀬頂点を見通した線から魚貫町と天草町との海岸線における境界を基点として右へ314度28分、1,080メートルのところ</p> <p>シ 魚貫町と天草町との海岸線における境界</p>	<p>6月1日から 8月31日まで</p>

別記 26

操業区域

不知火海。

ただし、次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳押し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号（河浦町上の島灯台）

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

カ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わる場所

別記 27

操業区域

不知火海

ただし、次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内新和地先及び楠浦地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

基点 5 天草市楠浦町と新和町との海岸線における境界

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 と鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という）葛籠島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ

オ 基点 4 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

カ 天草市戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

ク 天草市上血塚島西端から真方位 238 度、540 メートルのところ

別記 28

操業区域	操業期間
<p>天草市牛深町（以下、「牛深町という」と同市久玉町（以下、「久玉町」という）との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と牛深町と同市魚貫町（以下、「魚貫町」という）との海岸線における境界から 285 度の線との間の天草海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>9 月 1 日から 翌年 5 月 31 日まで</p>
<p>牛深町と久玉町との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線及びカの線以東の天草海。ただし、次のア、イ、キ、ク、ケ、コ、サ、シの点を順次に結んだ線以東の共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 天草郡苓北町と天草市天草町（以下、「天草町」という）との海岸線における境界点 イ アから 312 度、1,800 メートルの点 ウ イから 270 度の線と長崎県西海市大立島灯台から 180 度の線との交点 エ 大立島灯台から 180 度の線と同県五島市黄島南端と同県長崎市野母崎樺島南端を結んだ線との交点 オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と同県西海市平島西端から 180 度の線との交点 カ オから 180 度の線 キ 天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐ろし瀬頂点を見通した線上、恐ろし瀬頂点から 1,800 メートルのところ ク 天草町下田と同町高浜との境界太平岩から最大干潮時オガミ瀬南西端を見通した線上、1,800 メートルのところ ケ 天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、1,800 メートルのところ コ 天草町大江毛足山山頂から同町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ サ 魚貫町と天草町との海岸線における境界と小ヶ瀬頂点を見通した線から魚貫町と天草町との海岸線における境界を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ シ 魚貫町と天草町との海岸線における境界</p>	<p>6 月 1 日から 8 月 31 日まで</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。（天共第 9 号共同漁業権漁場内牛深町地先）</p> <p>基点 1 熊本県漁場基点天第 161 号（天草市法ヶ島南東端）</p> <p>ア 牛深町と魚貫町の海岸線における境界 イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位 295 度、1,100 メートルのところ ウ 天草市桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ エ 天草市桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から 900 メートルのところ カ 大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から 1,100 メートルのところ キ 天草市砂月中神島南端から同市ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から 1,100 メートルのところ ク 基点 1 から天草市築島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 307 度 40 分、2,000 メートルのところ ケ 熊本県漁場基点天第 169 号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位 173 度、1,570 メートルのところ コ 天草市勝崎南端から真方位 200 度、720 メートルのところ サ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）から真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）</p>	<p>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>

別記 29

操業区域（深海地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ及びエ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町（以下、「深海町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 10 度 43 分の線と天草市新和町立の鼻から河浦町宮野河内上の島西端を見通した線とが交わる場所。

イ 天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）と深海町との境界二ツ石から鹿児島県長島行人岳山頂を見通した線と久玉町小松崎から同町赤島北端とを見通した線とが交わる場所。

ウ 久玉町と深海町との境界二ツ石

エ 久玉町と深海町との境界黒崎

オ 久玉町と深海町との境界東側

別記 30

操業区域（久玉地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、及びケ、コを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 169 号（天草市戸島崩の鼻突端）

- ア 天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）と天草市深海町（以下、「深海町」という。）との境界二ツ石
- イ 久玉町と深海町との境界二ツ石から鹿児島県長島行人岳を見通した線と久玉町小松崎から天草市赤島北端を見通した線とが交わる場所。
- ウ 天草市赤島北端から鹿児島県長島北方崎鳴瀬鼻を見通した線上、赤島北端から 540 メートルのところ
- エ 基点 1 と鹿児島県長島行人岳山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 347 度 30 分、940 メートルのところ
- オ 基点 1 から真方位 173 度、1,570 メートルのところ
- カ 天草市勝崎南端から真方位 200 度、720 メートルのところ
- キ 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と久玉町との境界（コンド鼻）から真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ
- ク 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）
- ケ 久玉町と深海町との境界黒崎
- コ 久玉町と深海町との境界東側

別記 31

操業区域（倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ線及びカと基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 龍ヶ岳町横島北端

別記 32

操業区域（栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 33

操業区域（不知火海・御所浦地先）

不知火海

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内 御所浦地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川川口中央）

基点 2 熊本県漁場基点第 410 号（御所浦町大浦ウサギ鼻先端）

基点 3 熊本県漁場基点第 263 号（御所浦町ノサバ崎南西端）

基点 4 熊本県漁場基点第 219 の 1 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）ダテク島南端）

基点 5 熊本県漁場基点第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 6 熊本県漁場基点第 230 号（御所浦町猿子島北西端）

基点 7 熊本県漁場基点第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 8 熊本県漁場基点第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 9 熊本県漁場基点第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 11 御所浦町大岩

- ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ
- イ 基点 2 と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ
- ウ 基点 2 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ
- エ 基点 3 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 339 度 23 分、1,100 メートルのところ
- オ 鹿児島県出水郡長島町タグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ
- カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ
- キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という。）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ
- ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ
- ケ 基点 4 から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 4 から 1,100 メートルのところ
- コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ
- サ 基点 4 と大通越鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ
- シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ
- ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ
- セ 基点 6 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ
- ソ 基点 7 から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 7 から 900 メートルのところ
- タ 基点 8 と基点 9 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ
- チ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- ツ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- テ 基点 11 から真方位 0 度（真北）460 メートルのところ

別記 34

操業区域（御所浦地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点11を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第265号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点2 熊本県漁場基点天第410号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）

基点3 熊本県漁場基点天第263号（御所浦町ノサバ崎南西端）

基点4 熊本県漁場基点天第219の1号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）ダテク島南端）

基点5 熊本県漁場基点天第222号（御所浦町困窮島北端）

基点6 熊本県漁場基点天第230号（御所浦町猿子島北西端）

基点7 熊本県漁場基点天第229号（龍ヶ岳町横島南端）

基点8 熊本県漁場基点天第231号（御所浦町横浦島北端）

基点9 熊本県漁場基点天第228号（龍ヶ岳町横島北端）

基点10 熊本県漁場基点天第233号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点11 御所浦町大岩

ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ

イ 基点2と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ201度15分、2,565メートルのところ

ウ 基点2と獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度、1,100メートルのところ

エ 基点3と獅子島木崎鼻を見通した線から基点3を基点として右へ339度23分、1,100メートルのところ

オ 鹿児島県出水郡長島町ダグイ崎の突端から116度、3,350メートルのところ

カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から720メートルのところ

キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という。）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から1,100メートルのところ

ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から1,100メートルのところ

ケ 基点4から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点4から1,100メートルのところ

コ 基点4から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点4から220メートルのところ

サ 基点4と大通越を見通した線から基点4を基点として右へ296度3分、310メートルのところ

シ 基点5から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点5から270メートルのところ

ス 基点5から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点5から180メートルのところ

セ 基点6と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点6を基点として右へ4度23分、450メートルのところ

ソ 基点7から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点7から900メートルのところ

タ 基点8と基点9を見通した線から基点8を基点として右へ354度30分、360メートルのところ

チ 基点10と基点8を見通した線から基点10を基点として右へ354度3分、270メートルのところ

ツ 基点10と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点10を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ

テ 基点11から真方位0度（真北）、460メートルのところ

別記 35

操業区域（嵐口地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代鼻南端）

基点 4 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度（真北）460 メートルのところ

別記 36

操業区域

不知火海

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内 嵐口地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下「龍ヶ岳町」という）唐網代鼻南端）

基点 4 天草市御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ、基点 4 から真方位 0 度（真北）460 メートルのところ